

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○ 県税に関する申告等の期限の指定	(税 務 課)	一
○ 地籍調査事業計画の変更	(地域復興支援課)	一
○ 生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	二
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○ 生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	二
○ 生活保護法による介護機関の指定	(同)	三
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	三
○ 生活保護法による施術者の指定	(同)	四
○ 生活保護法による指定施術者の変更の届出	(同)	四
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	四
○ 農業振興地域の変更(三件)	(農業振興課)	四
○ 区画漁業権及び共同漁業権の変更の免許	(水産業振興課)	五
○ 保安林の指定の予定	(森林整備課)	五
○ 保安林の指定の予定	(同)	五
○ 保安林の指定実施要件の変更	(同)	五
○ 道路の区域変更(二件)	(道 路 課)	六
○ 道路の供用開始(三件)	(同)	七
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(防災砂防課)	七
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除	(同)	七
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	八

ページ

○ 土砂災害警戒区域の指定	(同)	八
○ 都市計画事業の事業計画変更の認可(三件)	(都市計画課)	八
○ 平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部改正	(契 約 課)	九

公 告

○ 開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課) 一三

○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(警察本部会計課)

一四

監 査 委 員

○ 定期監査の結果の公表

一四

○ 財政的援助団体等監査の結果の公表

一八

○ 包括外部監査結果に対する措置の公表

二一

収 用 委 員 会

○ 県道石巻鮎川線給分浜3号事件審理の開催

二六

○ 県道石巻鮎川線給分浜3号事件公示による通知

二六

告 示

○ 宮城県告示第二百四十五号

令和元年宮城県告示第八百八十九号(県税に関する申告等の期限の延長)において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年十月十二日から令和二年四月二十九日までの間に到来するもの(角田市又は伊具郡丸森町に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税並びに個人の事業税に係るもの(個人の事業税にあつては、申告に限る。)を除く。)について、同月三十日とする。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○ 宮城県告示第二百四十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1

一 調査を行う者の名称

二 気仙沼市
調査地域
沢田等二単位区域
福美町等四単位区域

三 調査期間

変更前	地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和二年三月三十一日まで
変更後	地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和二年九月三十日まで

2 一 調査を行う者の名称
大崎市

二 調査地域

古川清滝字新町田等七単位区域
古川清滝字山崎等二単位区域
古川斎下字寺前等七単位区域
古川清滝字沼田頭等二単位区域
古川斎下字切替等十単位区域
古川深沼字阿弥陀等百十八単位区域（過年度数値情報化）

三 調査期間

変更前	地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和二年三月三十一日まで
変更後	地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和二年八月三十一日まで

○宮城県告示第二百四十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
県南ありのまま舎 診療所	巨理郡巨理町字旧館六十一一七	令和元年十月一日
いずみ薬局	角田市角田字大町四十一一七	令和二年二月一日

○宮城県告示第二百四十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
共創未来 河北薬局	石巻市成田字小塚百三十二一四	令和二年一月三十一日

○宮城県告示第二百四十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
やまと在宅診療所大崎	大崎市古川駅東三一一二二一	令和二年一月一日
変更後	大崎市古川駅東一五一十七	

変更前	木村歯科医院		令和元年十二月二十八日
変更後	鹿鹿郡女川町鷺神浜字堀切山五十一七		
変更前	一般社団法人石巻薬剤師会 菅女川薬局	鹿鹿郡女川町女川浜字女川八十六一 SG15五街区八画地	令和元年十二月二十八日
変更後	鹿鹿郡女川町女川二一十一十		

○宮城県告示第二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
たかはし中央薬局	多賀城市高橋五一六一二	株式会社ライフファーマ	仙台市青葉区大町二丁目四一十二	令和元年十二月十八日
なの花薬局	加美郡加美町字西町二十四一	有限会社エム・イー・コーポレーション	大崎市古川南町四丁目一二十八	令和二年二月一日
わくや調剤薬局	遠田郡涌谷町田町裏百三十八一四	有限会社エム・イー・コーポレーション	大崎市古川南町四丁目一二十八	令和二年二月一日

○宮城県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
--------	---------	--------	-----------	-------

公益社団法人宮城県看護協会加美訪問看護ステーション	加美郡加美町字南町百八十一番一	公益社団法人宮城県看護協会	訪問看護 居宅介護支援	令和二年三月三十一日
グループホームバルムなかにいだ	加美郡加美町羽場字屋敷前三番六十一番地一	有限会社中新田建設	認知症対応型共同生活介護	令和二年三月三十一日

○宮城県告示第二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
平間 翔太	もみの木接骨院 鈎取店	柴田郡柴田町槻木東三一一一	令和二年二月一日

○宮城県告示第二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変更年月日
谷 亘	指圧鍼灸ほっとスペース	塩竈市藤倉三一一二二二 塩竈市青葉ヶ丘二十三一五	平成二十三年三月十一日
変更前			
変更後			

○宮城県告示第二百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十

一条第一号の規定により告示する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二一〇五二〇	manaby石巻駅前事業所 石巻市清水町一丁目 一ニユーシティビル ニイスマーF	就労移行支援	株式会社manaby	令和二年四月一日

○宮城県告示第二百五十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第百六十五号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域
別冊一のとおり

○宮城県告示第二百五十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十八年宮城県告示第百六号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和二年四月一日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊二のとおり

○宮城県告示第二百五十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、平成二十八年宮城県告示第八百五十八号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和二年三月三十一日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県北部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊三のとおり

○宮城県告示第二百五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十二條第一項の規定により、区画漁業権及び共同漁業権の変更について別冊四のとおり免許した。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市本吉町滝沢一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九條の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町柳津字石貝四八の二、七六の二、九一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名取市（次の図に示す部分に限る。）、岩沼市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城郡松島町（次の図に示す部分に限る。）、宮城郡七ヶ浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

- 一 道路の種類 県道
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 道路名 関上港線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	
名取市小塚原字西中塚五一番一地从先から 同市小塚原字西中塚三三番一地从先まで	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	後	一四・二 二五・八	一九五・〇
		一四・二 四二・八	一九五・〇

○宮城県告示第二百六十三号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

- 一 道路の種類 県道
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 道路名 加瀬沼公園線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城郡利府町新中道三丁目一番五地先から 同郡同町新中道三丁目一番二地先まで		前	一五・九 二九・〇	三七・六
後			一七・五 二九・〇	三七・六

○宮城県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	一〇八号	大崎市鳴子温泉鬼首字鹿子田一六番一地从先から 同市鳴子温泉鬼首字中川原一九番一地从先まで	令和二年 三月三十一日

○宮城県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	関上港線	名取市小塚原字西中塚五一番一地从先から 同市小塚原字西中塚三三番一地从先まで	令和二年 三月三十一日

○宮城県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	加瀬沼公園線	宮城郡利府町新中道三丁目一番五地先から 同郡同町新中道三丁目一番二地先まで	令和二年 三月三十一日

○宮城県告示第二百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によりした次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
根郭の3	急傾斜地の崩壊	登米市東和町米谷字根郭（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所
茶臼沢1・2	土石流	登米市津山町柳津字茶臼（次の図のとおり）	
比良沢1	土石流	登米市津山町柳津字黄牛比良（次の図のとおり）	
石貝沢	土石流	登米市津山町柳津字石貝（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定によりした次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
錦織	地すべり	登米市東和町錦織字沼山（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
城の内の1 12	急傾斜地の崩壊	登米市東和町米川字小出沢、字深田（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所
城の内の1 13	急傾斜地の崩壊	登米市東和町米川字小出沢（次の図のとおり）		
山根12	急傾斜地の崩壊	登米市東和町米川字飯土井（次の図のとおり）		
東綱木の1 12	急傾斜地の崩壊	登米市東和町米川字東綱木（次の図のとおり）		
矢作	急傾斜地の崩壊	登米市石越町南郷字矢作（次の図のとおり）		
根郭の3	急傾斜地の崩壊	登米市東和町米谷字根郭（次の図のとおり）		
茶臼沢12	土石流	登米市津山町柳津字茶臼（次の図のとおり）		
比良沢1	土石流	登米市津山町柳津字黄牛比良（次の図のとおり）		
石貝沢	土石流	登米市津山町柳津字石貝（次の図のとおり）		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
錦織	地すべり	登米市東和町錦織字沼山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
気仙沼市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
1 種類
気仙沼都市計画公園事業
2 名称
四・三・二号 南気仙沼防災公園
- 三 事業施行期間
「平成二十八年三月十五日から平成三十二年三月三十一日まで」を「平成二十八年三月十五日から令和六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月三十一日

一 施行者の名称

気仙沼市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画公園事業

2 名称

四・三・三号 松崎尾崎防災公園

三 事業施行期間

「平成二十八年三月十五日から平成三十二年三月三十一日まで」を「平成二十八年三月十五日から令和四年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月三十一日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大和町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

大和町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成元年六月二十七日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

平成元年二月三日宮城県告示第百七号、平成五年九月十日宮城県告示第千十四号、平成十一年

一月二十九日宮城県告示第百四号、平成十六年三月三十日宮城県告示第四百二十五号、平成二十

四年三月二十一日宮城県告示第二百四十号、平成二十九年三月二十一日宮城県告示第二百六十八

号の事業地に大和町小野字新坊、岩倉、漆海道、菖蒲沢、後藤の一部を加える。

○宮城県告示第二百七十四号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第一条第五項中「定める」の下に「催告」を加え、同様式第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし第二項の次に次の一項を加える。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第59条

第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならぬ。

様式第一号の第五条第二項中「第13条第2項」を「第14条第2項」と、「第38条第3項」を「第41

条第3項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資

金が不足することを陳明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金

債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡によ

り得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を陳明する書類を発注者に提出しなければならない。

第59条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第51条又は第52条の規定により、工事的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1(調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合にあつては10分の3)に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第51条又は第52条の規定により工事的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は発注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができ

ない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合(第52条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第60条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第54条又は第55条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第35条第2項(第42条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第61条 発注者は、引き渡された工事的物に関し、第34条第4項又は第5項(第42条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなれば、受注者はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日まで前項に規定する方法による請求等を

報 告 書

したときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に關し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に關する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に關する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の契約不適合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

第49条（契約不適合責任）
 以下「契約不適合」という。であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。
 (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)
 第50条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第52条の規定によるほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)
 第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

ら次に定めることとする。

(契約不適合責任)

第49条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。
 (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)
 第50条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第52条の規定によるほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)
 第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第52条（引渡しの引渡し）
 第53条（引渡しの引渡し）
 第54条（引渡しの引渡し）
 第55条（引渡しの引渡し）
 第56条（引渡しの引渡し）
 第57条（引渡しの引渡し）
 第58条（引渡しの引渡し）
 第59条（引渡しの引渡し）
 第60条（引渡しの引渡し）
 第61条（引渡しの引渡し）
 第62条（引渡しの引渡し）
 第63条（引渡しの引渡し）
 第64条（引渡しの引渡し）
 第65条（引渡しの引渡し）
 第66条（引渡しの引渡し）
 第67条（引渡しの引渡し）
 第68条（引渡しの引渡し）
 第69条（引渡しの引渡し）
 第70条（引渡しの引渡し）
 第71条（引渡しの引渡し）
 第72条（引渡しの引渡し）
 第73条（引渡しの引渡し）
 第74条（引渡しの引渡し）
 第75条（引渡しの引渡し）
 第76条（引渡しの引渡し）
 第77条（引渡しの引渡し）
 第78条（引渡しの引渡し）
 第79条（引渡しの引渡し）
 第80条（引渡しの引渡し）
 第81条（引渡しの引渡し）
 第82条（引渡しの引渡し）
 第83条（引渡しの引渡し）
 第84条（引渡しの引渡し）
 第85条（引渡しの引渡し）
 第86条（引渡しの引渡し）
 第87条（引渡しの引渡し）
 第88条（引渡しの引渡し）
 第89条（引渡しの引渡し）
 第90条（引渡しの引渡し）

解 説 委 員 会 報 告

<p>(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。</p> <p>(4) 第11条第1項に規定する主任技術者又は監理技術者を設置しなかったとき。</p> <p>(5) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がされないとき。</p> <p>(6) 第58条第1項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。</p> <p>(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。</p> <p>(4) 引き渡された工事事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。</p> <p>(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思表示をしたとき。</p> <p>(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(10) 第54条又は第55条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行</p>
--

<p>為は、受注者の行為とみなす。</p> <p>イ 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p> <p>ロ 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ハ 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>ニ 受注者又は受注者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ホ 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。</p> <p>（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</p> <p>第53条 第51条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>（受注者の催告による解除権）</p> <p>第54条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>（受注者の催告によらない解除権）</p> <p>第55条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p>

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第56条 第54条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

様式第一号の第四十三条第二項中「第33条(第39条)や「第35条(第1条)及び「第38条」や「第41条」に改め、同条を第四十七条とし、同様式の第四十二條の二中「第40条」や「第43条」に改め、同条を第四十六条とし、同様式の第四十二條第二項中「第38条第6項」や「第41条第6項」に改め、同条を第四十五条とし、同様式の第四十一條第一項中「第35条及び第35条の2」や「第37条及び第38条」に改め、「各会計年度末」とし、同条の「第41条の規定に基づく部分払」とあるのは「第41条又は第45条の規定に基づく部分払」とし、同条の「第35条第4項(第35条の2第3項)や「第37条第4項(第38条第4項)及び第6項(第38条第4項)に改め、同条第二項及び第三項中「第35条第1項」や「第37条第1項」に改め、同条第四項中「第36条第3項」や「第39条第3項」に改め、同条を第四十四条とし、同様式の第四十條を第四十三條とし、同様式の第三十九條第一項中「第33条」及び「第33条」に改め、同条第二項中「第33条第1項の規定」や「第35条第1項の規定」に、「第33条第1項の請求」や「同条第1項の請求」に改め、同条を第四十二條とし、同様式の第三十八條第一項中「第33条第2項」や「第14条第2項」に改め、同条を第四十一條とし、同様式の第三十七條中「令和2年3月31日」や「令和3年3月31日」に改め、同条を第四十條とし、同様式の第三十六條第一項中「第35条第4項(前条第3項)や「第37条第4項(前条第4項)に改め、同条を第三十九條とし、同様式の第三十五條の二第一項中「第38条(第41条及び第42条において適用する場合を含む。）」や「第41条」に改め、同条を第三十八條とし、同様式の第三十五條第五項中「第38条(第41条及び第42条において適用する場合を含む。）」や「第41条」に改め、同条第七項中「年27パーセント」を「年26パーセント」に改め、同条を第三十七條とする。

様式第一号の第三十四條第一項中「第32条第4項」や「第34条第4項」に改め、同条を第三十六條とし、同様式の第三十三條を第三十五條とし、同様式の第三十二條を第三十四條とし、同様式の第三十一條を第三十三條とし、同様式の第三十條第一項中「第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第34条」や「第9条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条から第29条まで、前条又は第36条」に改め、同条を第三十二條とし、同様式の第二十九條第二項中「第51条第1項」や「第62条第1項」に改め、同条第四項中「第13条第2項、第14条第1項」や「第14条第2項、第15条第1項」に改め、「第38条第3項」や「第41条第3項」に改め、同条を第三十一條とし、同様式の第二十八條第一項中「第51条第1項」や「第62条第1項」に改め、同条を第三十條とし、同様式の第二十七條中「第29条第1項」や「第31条第1項」に改め、「第51条第1項」や「第62

条第1項」に改め、同条を第二十九條とし、同様式の第二十六條を第二十八條とし、同様式の第二十五條を第二十七條とし、同様式の第二十四條を第二十六條とし、同様式の第二十三條第二項中「第21条」を「第22条」に改め、同条を第二十五條とし、同様式の第二十二條第二項を削り、同条第三項中「前2項」を「前項」に改め、同項を第二項とし、同条を第二十四條とし、同様式の第二十一條を第二十三條とし、同様式の第二十條を第二十一條とし、同条の次に次の一條を加える。
(著しく短い工期の禁止)

第22条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

様式第一号の第十九條を第二十條とし、同様式の第十八條を第十九條とし、同様式の第十七條第二項中「第13条第2項又は第14条第1項」を「第14条第2項又は第15条第1項」に改め、同条を第十八條とし、同様式の第十六條を第十七條とし、同様式の第十五條第四項中「第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵」を「種類、品質又は数量に因りこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)など」に改め、同条を第十六條とし、同様式の第十四條を第十五條とし、第十一條から第十三條までを一條ずつ繰り下げ、同様式の第十條第二項中「契約書に定める」の下に「種別」を加え、同条を第十條とし、同様式の第八條を第九條とし、同様式の第七條の二を第八條とする。

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年三月三十一日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 岩沼市桜三丁目百七十一番一、百七十一番七、百七十一番八、百七十一番九、百七十一番十、百七十一番十一、百七十一番十二、百七十一番十三、百七十一番十四、百七十一番十七、百七十六番三百七十六番四、百七十一番十三地先の水の一部

アドレス株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年三月二十三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社 東北支店 仙台市青葉区二日町二番十五号
- 五 落札金額 六千五百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和二年二月七日

監査委員

○宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和2年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和2年3月31日

宮城県監査委員	本 木 忠 一
宮城県監査委員	大 田 稔 郎
宮城県監査委員	石 森 建 二
宮城県監査委員	成 田 由 加里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施日

監査実施機関

○総務部

本庁

職員厚生課

地方機関

仙台中央県税事務所（選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む。）

1月24日

仙台北県税事務所（選挙管理委員会仙台北地方支局を含む。）

1月22日

北部県税事務所（選挙管理委員会北部地方支局を含む。）

1月14日

北部県税事務所栗原地域事務所

1月14日

○環境生活部

地方機関

保健環境センター

1月9日

○保健福祉部

地方機関

仙南保健福祉事務所

3月11日

高等看護学校

2月17日

北部児童相談所

3月9日

東部児童相談所

1月17日

リハビリテーション支援センター

1月14日

○経済商工観光部

地方機関

大河原地方振興事務所

3月17日

仙台地方振興事務所

2月4日

東部地方振興事務所

1月23日

気仙沼地方振興事務所

1月29日

計量検定所

2月17日

白石高等技術専門学校

3月17日

仙台高等技術専門学校

3月12日

大崎高等技術専門学校

3月11日

宮城障害者職業能力開発校

3月11日

松島公園管理事務所

2月25日

○農政部

地方機関

病害虫防除所

2月21日

王城寺原補償工事事務所

3月6日

○土木部

地方機関

大河原土木事務所

2月3日

仙台土木事務所	3月18日	佐沼高等学校	2月7日
東部土木事務所	3月9日	泉高等学校	3月2日
気仙沼土木事務所	1月29日	仙台南高等学校	3月18日
仙台塩釜港湾事務所	2月5日	泉松陵高等学校	2月14日
石巻港湾事務所	3月11日	仙台西高等学校	3月17日
仙台地方ダム総合事務所	3月11日	泉館山高等学校	2月14日
栗原地方ダム総合事務所	3月6日	利府高等学校	2月17日
○教育庁		石巻西高等学校	1月23日
本庁		仙台東高等学校	1月31日
福利課	2月20日	富谷高等学校	2月17日
地方機関		登米総合産業高等学校	2月7日
大河原教育事務所	1月17日	東松島高等学校	3月11日
仙台教育事務所	3月17日	農業高等学校	2月28日
北部教育事務所	3月9日	黒川高等学校	3月9日
東部教育事務所	3月9日	伊具高等学校	2月5日
気仙沼教育事務所	2月17日	加美農業高等学校	2月3日
図書館	2月12日	水産高等学校	2月28日
美術館	3月9日	気仙沼向洋高等学校	3月12日
松島自然の家	3月9日	工業高等学校	3月18日
蔵王自然の家	3月11日	石巻工業高等学校	1月29日
志津川自然の家	3月9日	大河原商業高等学校	2月4日
仙台第一高等学校	2月10日	第二工業高等学校	3月11日
仙台第二高等学校	2月7日	支援学校岩沼高等学園	3月11日
仙台第三高等学校	2月18日	小松島支援学校	1月24日
白石高等学校	3月11日	○警察本部	
角田高等学校	2月21日	本庁	
気仙沼高等学校	2月5日	警察本部	3月10日
宮城第一高等学校	3月11日	地方機関	
仙台三桜高等学校	1月31日	仙台中央警察署	2月5日
名取高等学校	2月10日	仙台南警察署	3月18日
涌谷高等学校	1月14日	仙台北警察署	1月22日

報 告 書 公 報 城 県

<p>泉警察署 3月11日</p> <p>塩釜警察署 3月11日</p> <p>岩沼警察署 2月17日</p> <p>気仙沼警察署 3月6日</p> <p>登米警察署 3月11日</p> <p>河北警察署 2月3日</p> <p>南三陸警察署 2月17日</p> <p>古川警察署 2月17日</p> <p>遠田警察署 3月11日</p> <p>若柳警察署 2月4日</p> <p>築館警察署 3月3日</p> <p>鳴子警察署 3月17日</p> <p>加美警察署 2月3日</p> <p>大河原警察署 2月17日</p> <p>白石警察署 3月17日</p> <p>2 監査結果</p> <p>平成30年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。</p> <p>(1) 仙台中央県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 466,898,595円</p> <p>過年度分 729,840,562円</p> <p>合 計 1,196,739,157円</p> <p>・平成29年度収入未済額</p> <p>現年度分 657,736,383円</p>	<p>過年度分 914,685,865円</p> <p>合 計 1,572,422,248円</p> <p>(2) 仙台北県税事務所</p> <p>県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 138,255,982円</p> <p>過年度分 141,495,278円</p> <p>合 計 279,751,260円</p> <p>・平成29年度収入未済額</p> <p>現年度分 125,891,267円</p> <p>過年度分 141,197,741円</p> <p>合 計 267,089,008円</p> <p>(3) 北部県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 108,554,225円</p> <p>過年度分 169,524,191円</p> <p>合 計 278,078,416円</p> <p>・平成29年度収入未済額</p> <p>現年度分 96,302,860円</p> <p>過年度分 197,283,670円</p> <p>合 計 293,586,530円</p> <p>(4) 北部県税事務所栗原地域事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成30年度収入未済額</p>
--	--

<p>(5) 仙南保健福祉事務所 生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図ら たい。</p> <p>(内容) ・平成30年度収入未済額 現年度分 5,365,647円 過年度分 29,189,226円 合 計 34,554,873円 ・平成29年度収入未済額 現年度分 8,725,211円 過年度分 27,906,060円 合 計 36,631,271円</p>	<p>り、平成19年度以降の支給額が誤っていたもの。 ・対象人数 延べ1,090人 ・金額 500,438,617円</p> <p>(8) 福利課 退職手当の支給決定において、執行権限を越えたものの執行が認められたので、今後再発し ないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 教育委員会における退職手当の支給決定について、決裁権限は教育長に属するものであ ったが、少なくとも平成元年度以降福利課長の決裁により支給決定を行っていたもの。</p> <p>(9) 東部教育事務所 報酬及び旅費において、不適切な取扱いが認められたので、速やかに改善を図り、今後再発し ないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 初任研教科指導教員の報酬及び旅費について、本来勤務させることができない日に勤務させ た上、実際は勤務しているにもかかわらず、支給済みの報酬等を返納させ、未払となっている もの。 ・件数 2件 ・未払額 34,085円</p> <p>(10) 石巻工業高等学校 著しく事務の適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、適正な対策を講じ られたい。</p> <p>(内容) 1 団体が休眠状態にあるにもかかわらず学校側の判断で、同団体への入会金を長年にわたり 生徒の保護者から徴収し、学校側で管理するなどしていたもの。 ・団体名 宮城県石巻工業高等学校後援三八会 ・平成30年度末残金 2,017,200円</p> <p>2 補助金等の一時預り口座の残高が出所不透明金であるとして、学校の備品等の購入に充てて いたもの。 ・出所不透明金とした金額 274,049円 ・購入備品等 耐火キャビネット ほか</p> <p>3 団体から寄附を受けた県の夜間照明設備の電気料金を寄附受納手続等を行わずに当該団体</p>
<p>(6) 仙台塩釜港湾事務所 県の道路管理の瑕疵による示談交渉において、不適切な対応が認められたので、今後再発しな いように対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 県の道路管理の瑕疵による車両損傷事故の示談交渉において、示談が成立していない中で、 相手方の求めに応じてレンタカー代金を補償する約束を行いレンタカーを手配するとともに、レ ンタカー代金を当該事故とは無関係の工務店に立て替えさせるなどしたものの。</p> <p>(7) 福利課 退職手当において、長期にわたる支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策 を講じられたい。</p> <p>(内容) 平成19年4月1日施行の条例により退職手当の算定方法が変更となっていたが、解釈を誤</p>	

に負担させていたもの。

- ・設備名称 野球場夜間照明設備
 - ・年間電気料金 384,524円 (平成30年度)
- (11) 大河原警察署

庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたたい。

(内容)

消防法により定められた消防設備点検結果報告の所轄消防署への報告がなされていなかったもの。

- ・消防法第17条の3の3

○宮城県監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

令和2年3月31日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	大	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等

下記2のとおり。

2 監査結果

平成30年度の出納その他の事務の執行について実施しました。その結果、公表すべき指摘事項があった場合には、「監査の結果等」の欄に記載しました。また、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

団体名	実施年月日	監査の結果等
公益財団法人 宮城県文化振興財団	2. 1. 15	1 団体の事業概要 文化活動の一層の活性化を図るため、文化芸術活動の振興及び支援等を行うほか、宮城県民会館の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕

1,155,000,000円 (出資割合99.7%)

〔補助金〕

宮城県文化芸術の力による心の復興支援助成金
3,996,000円

〔公の施設の管理〕

宮城県民会館
(宮城県民会館管理運営共同企業体の一員)
124,000,000円

3 監査の結果

県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

公益財団法人
慶長遣欧使節船協会

元. 10. 31

1 団体の事業概要
地域の振興と青少年の健全育成を図るため、大航海時代の歴史的実績及び船舶・海洋に関する学習・体験の場の提供事業等を行うほか、宮城県慶長使節船ミュージアムの指定管理業務を行っている。

2 県の財政的援助等の内容

〔出資金〕
500,000,000円 (出資割合50.0%)

〔公の施設の管理〕

宮城県慶長使節船ミュージアム
132,632,000円

3 監査の結果

県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

公益財団法人
宮城県環境事業公社

元. 11. 6

1 団体の事業概要

県内より排出される産業廃棄物埋立処分の実施、処分場の維持管理及び循環型社会形成事業等を行っている。

2 県の財政的援助等の内容

〔出資金〕
50,000,000円 (出資割合33.3%)

3 監査の結果

県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

地方独立行政法人
宮城県立こども病院

元. 12. 24

1 団体の事業概要

「宮城県小児総合医療整備基本計画」に基づき、妊娠、出生から思春期、成人に至る子どもの全ての成長過程において、高度で専門的な医療の提供を行っている。

2 県の財政的援助等の内容

〔出資金〕

<p>一般社団法人 東北地域医療支援機 構</p>	<p>元. 11. 12</p> <p>1 団体の事業概要 東北医科大学における資金循環型の修学資金制度への助成を通じて、学生を経済的に支援することにより、地域医療を支える医師を育成する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 6,000,000,000円 (出資割合96.0%) 〔負担金〕 基本会費負担金 120,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1,455,166,843円 (出資割合100.0%) 〔補助金〕 周産期母子医療センター運営事業補助金等 46,507,000円 〔負担金〕 運営費負担金 2,860,923,000円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成30年度末残高 7,389,269,167円 3 監査の結果 期末において、欠損金が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。</p>
<p>株式会社 仙台港貿易促進セン ター</p>	<p>元. 11. 12</p> <p>1 団体の事業概要 貿易促進による地域経済の活性化等のため、仙台国際貿易港物流ターミナルの賃貸事業及び社有地の賃貸事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 710,000,000円 (出資割合32.5%) 3 監査の結果 期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p>	<p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,722,600,000円 (出資割合61.0%) 〔補助金〕 農地集積・集約化対策事業費補助金等 208,144,745円 〔交付金〕 元気のであるみやぎの担い手育成・確保推進交付金 12,159,000円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成30年度末残高 129,829,520円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成30年度末借入金残高 108,444,000円 〔公の施設の管理〕 宮城県岩出山牧場 76,197,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益社団法人 みやぎ農業振興公社</p>	<p>2. 1. 16</p> <p>1 団体の事業概要 地域農業の振興を図るため、農地保有合理化、農畜産業の基盤整備及び生産支援、優良種子・種苗の生産・供給、担い手育成・確保等の事業を行うほか、宮城県岩出山牧場の指定管理業務を行っている。</p>	<p>元. 12. 24</p> <p>1 団体の事業概要 地方的な幹線道路の整備を促進し交通の円滑化を図るため、道路の新設、改築、維持、修繕の事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 9,765,000,000円 (出資割合100.0%)</p>

		<p>〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 4,165,614円 〔債務保証〕 債務保証契約に係る平成30年度未借入金残高 8,711,000,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>(2)施設とも共同企業体の一員)</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 医療法に定められた公的医療機関であり宮城県北東部の中核病院として、救急医療、重症治療、災害医療等の高度で専門的な医療の提供を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 地域救命救急センター運営費補助金等 155,461,276円 〔利子補給〕 地域の中核的な病院整備推進事業 70,000,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>宮城県住宅供給公社</p> <p>元. 12. 19</p>		<p>1 団体の事業概要 住民の生活の安定を図るため、居住環境の良好な集合住宅の供給、宅地の分譲事業及び公営住宅の管理事業等を行うほか、改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,500,000円 (出資割合93.8%) 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金等 40,464,884円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成30年度末残高 638,775,000円 〔公の施設の管理〕 改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅 32,801,000円</p> <p>3 監査の結果 立替金において、精算が遅延しているものが認められたので、引き続き改善を図る必要がある。</p>	<p>公益社団法人 宮城県観光連盟</p> <p>元. 10. 30</p>	<p>1 団体の事業概要 地方文化産業と地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、宮城県内の観光振興に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 仙台・松島復興観光拠点都市圏事業費補助金等 10,480,000円 〔負担金〕 公益社団法人宮城県観光連盟事業費負担金等 26,201,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人 宮城県スポーツ協会</p> <p>2. 1. 15</p>		<p>1 団体の事業概要 生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図るため、各種振興事業や啓蒙普及事業を行うほか、宮城県総合運動公園等の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 325,000,000円 (出資割合51.0%) 〔補助金〕 公益財団法人宮城県スポーツ協会活動費補助金等 231,916,344円 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園 556,000,000円 宮城県第二総合運動場 56,600,000円</p>	<p>宮城県土地改良事業 団体連合会</p> <p>元. 10. 9</p>	<p>1 団体の事業概要 土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保するため、土地改良事業に関する調査設計、研究及び技術指導等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 土地改良施設維持管理適正化事業補助金等 110,587,814円</p>

<p>特定非営利活動法人 宮城県森林イノスト ラクター協会</p>	<p>元. 12. 18</p>	<p>〔損失補償〕 国営土地改良事業負担金償還対策事業 62,293,798円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>社会福祉法人 宮城県福祉事業協会</p>	<p>2. 1. 21</p>	<p>1 団体の事業概要 社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業（母子生活支援施設等）及び第二種社会福祉事業（保育所等）を行っており、宮城県さくらハイイツ、宮城県コスモスハウスの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県さくらハイイツ 61,430,000円 宮城県コスモスハウス 57,679,471円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 県内のポートの普及、発展及び競技力向上を図るための事業等を行っており、宮城県長沼ポート場の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県長沼ポート場 11,705,000円 3 監査の結果 消費税等において、不適切な取扱いが認められたので、改善を図る必要がある。</p>
<p>公益財団法人 宮城県母子福祉連合 会</p>	<p>2. 1. 9</p>	<p>1 団体の事業概要 母子福祉団体の育成指導、母子家庭及び寡婦の自立を促進するための事業等を行っており、宮城県母子・父子福祉センターの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県母子・父子福祉センター 17,930,000円 3 監査の結果</p>	<p>1 団体の事業概要 各種スポーツ・レクリエーションの普及振興事業等を行っており、宮城県宮城野原公園総合運動場の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県宮城野原公園総合運動場 14,100,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>

○宮城県監査委員告示第9号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による平成30年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

宮城県監査委員 木 忠 一
 宮城県監査委員 太 田 稔 郎
 宮城県監査委員 宮 城 森 建 二
 宮城県監査委員 宮 城 田 由 加 里

第1 監査結果の報告

平成30年度の包括外部監査の結果（連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行及び管理の状況について）については、平成31年3月27日に包括外部監査人から報告があり、同年4月16日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知の日

令和2年2月28日

第3 措置の内容

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成30年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果 1. 宮城県道路公社 1. 現金・預金管理体制制について【意見】	出納担当者（「出納員」及び「資金前渡職員」）が長期に渡り同一にならないよう、定期的な配置転換制度の導入等を検討することが望ましい。 (P15)	平成31年4月1日に「出納員及び資金前渡職員」を新たに任命した。
2	Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果 1. 宮城県道路公社 2. 工事着手状況の確認手續について【結果】	工事請負契約に係る前払金支払の適正性を確保するため、関連書類の整備の徹底及び、必要に応じた現場視察の実施等、より実効力のある工事着手状況の確認を実施することが必要である。 (P16)	前払金の支払いにあたって、「工事着手状況確認書」添付資料（現場事務所写真）の不備について指摘があったもので、今後は、添付資料について監督職員2名が確実に確認を行うこととした。
3	Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果	出納担当者と会計記録担当者を分離し、出納の事実を確認できる	住宅供給公社の出納担当者と会計記録担当者を分離するため、出

果
2. 宮城県住宅供給公社
1. 現金・預金管理体制制について【意見】

記憑に基づいて、出納担当者以外の方が記録・検証する体制を構築することが望ましい。
(P24)

納担当者は経営企画部長、会計記録担当業務は経理担当職員を配置した。

4
Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果
2. 宮城県住宅供給公社
2. 固定資産の取得について【意見】

固定資産の納品日又は納品固定資産の検査完了日をもって固定資産取得の仕訳を計上（及び未払金の計上）し、「財産目録」と会計システム上の取得日付の不整合を解消することが望まれる。
(P24)

平成31年4月から、固定資産納品時に、「固定資産」及び「未払金」を計上し、支払時に未払金から出金する事とした。

5
Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果
2. 宮城県住宅供給公社
3. 入札談合の防止について【意見】

公正取引委員会が公表するように入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に対する辞退理由や入札価格の妥当性等、事後的に検証手続を実施することが望ましい。
(P25)

公正取引委員会事務局作成の「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～（平成29年10月版）」を職員に周知しており、事後的な検証手続きについては、内部規定の「談合情報対応マニュアル」（平成10年10月1日施行）により対応することとした。

6
Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果
3. 仙台臨海鉄道株式会社
2. 契約締結の方法について【結果】

随意契約の締結や見積書を徴しないこととした場合には、その内容及び妥当性を検討し、明確に記録することが必要である。
(P33)

監査以降に随意契約を実施し、かつ、2者以上の者から見積を徴しない場合には、その妥当性を検討するとともに、検討内容を明確に記録することとした。

7
Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果
3. 仙台臨海鉄道株式会社
3. 固定資産の取

適正な固定資産の取得に関するルールを明文化するとともに、当該ルールに従い会計処理を実施する必要が有る。
(P36)

固定資産の取得については、経理規程第41条（固定資産の取得及び処分）に定めるほか、収入支出等事務規程第3条（事業年度所属区分）に「資産及び負債の増減異動は、その原因たる事実の発生し

<p>得について① 【結果】</p>	<p>8 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果 3. 仙台臨海鉄道株式会社 3. 固定資産の取得について② 【結果】</p>	<p>「工事受領書」等は、固定資産の納品・検査が終了したことを客観的に証する証拠であることから、その会計処理は当該証拠に基づき行う必要がある。 (P37)</p>	<p>た日を基準として事業年度の所属年度を区分することを定めており、これに従い会計処理を実施することとした。</p> <p>固定資産の取得については、その納品・検査終了日に基づき会計処理することとした。</p>
<p>9 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果 3. 仙台臨海鉄道株式会社 5. 固定資産の現物と記録の定期的な照合について 【結果】</p>	<p>「経理規程」にしたがい、過年度取得分の固定資産についても毎年度末に現物と記録の照合を実施すべきである。その際、すべての固定資産の照合が困難であるのならば、主要かつ重要な資産を定義し、当該資産については毎年度末調査、照合し、それ以外の資産についてはローテーションで毎年一部のみ（ただし、一定の年数ですべての資産が必ず一度は照合されるように選定する）調査、照合することが考えられる。 (P37)</p>	<p>固定資産の数が増大であることから、主要かつ重要な資産を定義した。</p> <p>主要かつ重要な資産は毎年度末に調査・照合することとし、それ以外の資産についてはローテーションにより毎年度一部のみ調査・照合することとした。</p>	
<p>10 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果 3. 仙台臨海鉄道株式会社 6. 固定資産台帳の作成について 【意見】</p>	<p>本人の事業特性上、固定資産は質・量ともに重要であることから、ソフトウェアで固定資産台帳を作成する場合、ソフトウェア特有のリスクに対応する措置を講ずるか、もしくは固定資産台帳作成システムを導入する等の一定の信頼性を確保したうえで固定資産台帳を作成することが望ましい。 (P38)</p>	<p>新しい固定資産台帳システム(株)オービックビジネスコンサルタント社製「固定資産奉行」を導入した(3月19日)。</p>	
<p>11 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果 3. 仙台臨海鉄道株式会社 7. 仙台臨海通運株式会社(子会社)について 【結果】</p>	<p>仙台臨海鉄道株式会社の100%子会社である仙台臨海通運株式会社は、「統一的な基準」において連結対象団体に該当すると考えられるが、県は連結対象団体としていない。</p> <p>県は当該子会社を連結対象団体としないことの妥当性、及び他の連結対象団体についてこのような事例が存在しないかについて検討を実施する必要がある。 (P39)</p>	<p>(1) 連結団体が出資する子会社の連結について検討を行うため、連結対象としている団体に対し、出資を行っている子会社の有無について調査を行った(R1.8月)。結果、子会社を有するのは仙台臨海鉄道株式会社のみであることが判明した。</p> <p>(2) 総務省や顧問会計士に相談の上、連結団体の子会社の連結の判断基準について整理を行った(R1.12月)。結果、県が連結対象とする団体の子会社のうち、団体から子会社への出資割合等から判断して、比例連結団体の比例連結に相当する子会社を除くものについては、県の連結団体として連結財務書類を作成することとした。</p> <p>(3) (2)の方針により、仙台臨海通運株式会社については、仙台臨海鉄道株式会社の完全子会社であることから県の連結団体として扱うこととし、令和元年度連結財務書類から当該団体との連結を行う。</p>	
<p>12 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果 4. 公益財団法人宮城県環境事業公社 1. 固定資産取得の決裁手続について 【結果】</p>	<p>固定資産取得に係る決裁は、内部規程に定められた代決の要素を満たさない限り、通常定められた権限者が実施すべきである。 (P48)</p>	<p>規程に定められた権限者が決裁することとし、代決はしないこととした。</p>	
<p>13 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果 5. 公益財団法人</p>	<p>本人における資本的支出に関する問題は、指定管理者制度や連結財務書類にもまつわる問題であるため、本人は県との協議等が</p>	<p>(1) 連結団体の担当者及び県担当者を対象に説明会を開催し、本件事例の周知を行うとともに、同様の事例の発生防止について注</p>	

<p>宮城県文化振興財団 1. 固定資産の計上要否について【結果】</p>	<p>必要ならば、当該協議を実施し、資本的支出を資産計上しないこと の理由について再検討を実施する 必要がある。さらに、県はこのよ うな各連結対象団体の決算書類に おいて資産として計上されていな いものの、連結財務書類において 計上すべき固定資産を網羅的に把 握できる体制を構築しているか について、再度検討を実施する必 要がある。 (P57)</p>	<p>意喚起を行った(R1.7)。 (2) 本人の果担者に確認し たところ、①指定管理協定上「修 繕費」とする資金により行った修 繕の中にも、県有財産である県民 会館又は法人の資本的支出に該当 する資産が認められたため、これ らの資産については法人の固定資 産台帳へ計上するよう改め、と のことであった。これに基づき、 令和元年度連結財務書類におい ては、適正な資産計上を行うもの とする。</p>
<p>14 Ⅲ. 監査の対象の 概要及び監査結 果 6. 公益財団法人 慶長遣欧使節船 協会 1. 支払手続の証 憑について 【結果】</p>	<p>支払の正当性を証明する証拠と なる請求書の発行日付を記載す るよう求めるべきである。 (P63)</p>	<p>平成30年度以前の証憑書類の発 行日付の記載漏れ及び二重請求が ないか確認するとともに、今後は 取引先に対し、請求書の発行日付 を記載することを求めることとし た。</p>
<p>15 Ⅲ. 監査の対象の 概要及び監査結 果 6. 公益財団法人 慶長遣欧使節船 協会 2. 固定資産の計 上要否について 【結果】</p>	<p>宮城県はこのような各連結対象 団体の決算書類において資産とし て計上されていないもの、連結 財務書類において計上すべき固定 資産を網羅的に把握できる体制を 構築しているかについて、再度検 討を実施する必要がある。加え て、当該資産のように連結対象団 体及び県がともに自己の資産とし て認識していないものについて、 紛失や二重購入等を防止するた め、いずれかの主体において台帳 等を作成し管理する必要がある。 (P64)</p>	<p>(1) 連結団体の担当者及び果担 当者を対象に説明会を開催し、本 件事例の周知を行うとともに、同 様の事例の発生防止について注意 喚起を行った(R1.7) (2) 本人の果担者に確認を 行ったところ、法人と協議の上、 ①令和元年度から、委託契約の成 果品となる展示物にあたる資産は すべて県に帰属することと整理を 行い、契約の成果品の所在が明確 になるようにする、②法人は県に 対して委託契約上発生した資産の 報告を行い、資産の計上漏れを防 止する体制を整える、③また、平 成30年度以前の委託契約の成果品 のうち簿外資産となっていたもの</p>
<p>16 Ⅲ. 監査の対象の 概要及び監査結 果 7. 一般社団法人 東北地域医療支 援機構 1. 預金口座管理 について 【意見】</p>	<p>各種立資産に係る預金の無秩序 な流用の防止・発見のため、積立 資産毎に預金口座を作成し、個別 管理することが望まれる。 (P72)</p>	<p>平成31年2月20日付けで積立資 産ごとの預金口座を作成した。</p>
<p>17 Ⅲ. 監査の対象の 概要及び監査結 果 8. 株式会社タク ノアラザみやぎ について 2. 法人事業税に ついて 【意見】</p>	<p>事業内容に対する資本金額の規 模(経営実態に対する法人事業税 資本制の負担度合)について、経 営の合理性や出資者間の公平性の 観点などから、県民・民間出資者 の理解を得られるものであつた か、今後の他の第三セクターへの 出資や運営判断に対して検討す ることが望まれる。 (P84)</p>	<p>会社設立時においては、貸貸事 業の営業赤字を余剰資本金による 運用益収入で補填するビジネスモ デルを想定していた。しかし、パ ネル崩壊後の市場金利低下や地方 税法改正による法人事業税外形標 準課税強化等の外部環境の変化に より収支面において厳しい経営状 況となったことから、同社及び株 主の意見を聴取した上で解散の方 針を決定し、令和元年6月30日に 解散した。</p>
<p>18 Ⅲ. 監査の対象の 概要及び監査結 果 9. 宮城県信用保 証協会 1. 契約締結の方 法について 【意見】</p>	<p>「資産・備品管理要領」にした がい、該当する資産・備品取得に ついては指名競争入札によること が望ましい。また、本人法において 運用上、随意契約による契約締 結が主であり、実質的に指名競争 入札による契約締結が著しく合理 性に欠く等の状況であるのなら ば、公正な取引を害することのな</p>	<p>運用の実態に合わせ、下記内容 に規程を改正した(平成30年11月 1日施行)。 「2者以上から見積書等を徴求 し比較・検討の上、取得先を決定 するものとする。」</p>

	<p>19 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果</p> <p>10. 株式会社仙台港貿易促進センター</p> <p>1. 現金・預金管理体制制について【意見】</p>	<p>日々の収支とその根拠証拠の突合、帳簿残高と現金手元在高、通帳等の定期的な照合等、現状で可能な限りの適正な現金・預金管理体制を構築することが望ましい。(P100)</p>	<p>以前より日々の収支とその根拠証拠の突合、帳簿残高と現金手元在高、通帳等の定期的な照合を従業員が実施し、上長がその結果を確認しており、現状で可能な限りの適正な現金・預金管理を実施している。</p>	<p>11. 宮城県漁業信用基金協会 3. 固定資産の現物と記録の定期的な照合について【意見】</p>	<p>ととした。</p>
<p>20 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果</p> <p>10. 株式会社仙台港貿易促進センター</p> <p>2. 契約締結の方法について【結果】</p>	<p>随意契約を締結する場合には、その内容及び妥当性を検討し、明確に記録することが必要である。(P100)</p>	<p>以下のとおり対応した。 ・少額の基準を経理実施細則に規定(H30.10.10施行) ・稟議書に随意契約の根拠を記載 ・複数から見積もり徴収を実施</p>	<p>24 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果</p> <p>12. 公益社団法人みやぎ農業振興公社</p> <p>1. 固定資産の取得について②【結果】</p>	<p>本法人の固定資産(繁殖牛)取得に係る「精算書」は、固定資産の納品・検査が終了したことを客観的に証する証拠であることから、その会計処理は実際に取得したと考えられる当該証拠の日付に基づき行う必要がある。(P121)</p>	<p>平成30年度に取得した固定資産(繁殖牛)の計上から、包括外部監査の結果に基づき、適切に処理した。固定資産の取得については、引き続き適切に処理を行っていく。</p>
<p>21 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果</p> <p>10. 株式会社仙台港貿易促進センター</p> <p>3. 固定資産の現物と記録の定期的な照合について【結果】</p>	<p>「経理規程」第46条にしたがって毎会計年度1回以上、帳簿と現物を照合し、実在性を確認しななければならない。また、実際に帳簿と現物を照合しているのであれば、当該実施結果を証拠として保管する必要がある。さらに、有形固定資産として貸借対照表に計上されていない物品についても同様に取扱うべきである。(P102)</p>	<p>以前より帳簿と現物(リース物件を含む)の照合は毎年実施しており、照合結果については、不動産鑑定報告書、設備点検等の報告書で確認できる。 なお、賃貸等不動産については、毎年、不動産鑑定士に調査を依頼し時価評価を行っており、その内容については、計算書類の個別注記表に「賃貸等不動産に関する注記」として掲載し、株主に公開している。</p>	<p>25 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果</p> <p>12. 公益社団法人みやぎ農業振興公社</p> <p>3. 入札談合の防止について【意見】</p>	<p>内部規程にしたがい、入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に対する辞退理由や入札価格の妥当性等、事後的に検証手続を実施することが望ましい。(P122)</p>	<p>辞退理由の届け出は必須事項ではないことから記入は任意としているが、辞退理由を記載できるよう辞退届の様式を改め、指名通知と併せて送付することにより、辞退理由の把握に努めることとした。</p>
<p>22 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果</p>	<p>最低限毎会計年度1回以上、固定資産の現物と記録の定期的な照合を行う旨を内部規程に定め実施</p>	<p>内部規程は定めがないが、固定資産等の帳簿と現物の照合については、決算時期において実施するこ</p>	<p>26 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果</p> <p>13. 公益財団法人みやぎ林業活性化基金</p> <p>1. 経営改善の取組について【意見】</p>	<p>公正取引委員会が公表するよう入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に</p>	<p>入札談合の防止については、職員に対して「公社契約事務取扱要領」及び「公社造林事業入札参加</p>
<p>27 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果</p>	<p>公正取引委員会が公表するよう入札談合があると推測できる</p>	<p>公正取引委員会が公表するよう入札談合があると推測できる</p>	<p>27 Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果</p>	<p>公正取引委員会が公表するよう入札談合があると推測できる</p>	<p>職員に対して「公社契約事務取扱要領」及び「公社造林事業入札参加</p>

収用委員会

<p>14. 一般社団法人 宮城県林業公社 1. 入札談合の防 止について 【意見】</p>	<p>に対する辞退理由や入札価格の妥当 性等、事後的に検証手続を実施す ることが望ましい。 (P140)</p>	<p>心得」の徹底と公正取引委員会が 作成・公表している「入札談合の 防止に向けて（H30年10月）」を 周知した。入札辞退者に対する辞 退理由や入札価格の妥当性等の事 後検証については、公正取引委員 会の例示を参考に、個別ケースご とに実施の有無、実施内容を判断 し、対応している。</p>
--	--	--

○宮城県収用委員会告示第11号

宮城県起業の県道石巻鮎川線改築工事（給分浜道路・宮城県石巻市大原浜京地内から同市給分浜羽黒下地内までのうち石巻市大原浜隠里地内）に係る土地収用事件（県道石巻鮎川線給分浜3号事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和2年3月31日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 令和2年6月5日（金）午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第12号

県道石巻鮎川線給分浜3号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けたい。

令和2年3月31日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 通知すべき書類
令和2年3月24日付け宮収第59号 審理の開始についての通知書
- 2 通知を受けるべき者

佐々木 徳藏 住所及び常居所不明 ただし、判明した最終の本籍地
北海道國後郡泊村大字東湧村字東湧79番地

佐々木 ひさよ 住所及び常居所不明 ただし、判明した最終の本籍地
北海道國後郡泊村大字東湧村字東湧79番地
佐々木 はるよ 住所及び常居所不明 ただし、判明した最終の本籍地
北海道國後郡泊村大字東湧村字東湧79番地